29日蜂協発第58号

平成29年4月20日

都道府県団体長　殿

各ブロック養蜂青年部代表　殿

一般社団法人日本養蜂協会

会　長　　大　島　理　森

【　公　印　省　略　】

蜜蜂被害報告マニュアル等の送付について

平素より当協会の事業運営並びに推進にご高配賜り感謝申し上げます。

農林水産省では、平成25年度から27年度までの3年間に発生した都道府県における農薬の関与が疑われる蜜蜂の被害事例の情報を収集し、「蜜蜂の死虫の発生は、水稲のカメムシ防除に使用された殺虫剤に蜜蜂が直接曝露したことが原因である可能性が高いと考えられる。」とのことから、昨年、農薬による蜜蜂の被害を軽減するために、農政局を通じ各都道府県に「平成28年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」を通知しました。

当協会からも同文書を平成28年7月11日付28日蜂協発第99号で各都道府県団体長宛に通知し、被害が発生した場合は、最寄りの家畜保健衛生所または都道府県の出先機関畜産関係部署に連絡していただく旨、ご連絡いたしました。

本年度も、蜜蜂の農薬によると思われる被害が発生した時は、最寄りの家畜保健衛生所または都道府県の出先機関畜産関係部署に連絡していただきますよう、都道府県団体や青年部の会員の方への通知をお願いいたします。（ご参考として、「平成28年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」の「別紙1　本調査の報告の対象とする蜜蜂の被害事例等」をお送りいたします。農薬被害については、別紙1にありますように、死虫が見られない場合でも、蜜蜂の減少が見られる場合は連絡できます）

また、同時に、添付の蜜蜂被害報告マニュアルにより、日蜂協へもご報告ください。

蜜蜂の農薬被害を少しでも減少させるためには、このような地道な努力の積み重ねが必要となります。被害が発生しても、何も連絡しなかった場合、「被害なし」と分類されますので、ご対応方よろしくお願いいたします。

**蜜蜂被害報告マニュアル**

（１）蜜蜂が農薬により斃死したと思われる場合

蜜蜂が農薬により斃死したと思われる場合は、管轄の行政機関（管轄都道府県の畜産課担当・家畜保健衛生所等）へ情報提供をしてください。なお、行政機関へ情報提供するとともに、日蜂協へ『蜜蜂被害報告書』の提出をしてください。

（２）蜜蜂が農薬により斃死したと思われ、すぐに分析結果を知りたい場合

分析結果が欲しい場合は、（株）キューサイ分析研究所へ依頼して下さい。また、検体を送付する場合は、時間がたってしまうと農薬が分解されてしまう可能性があるので、至急冷凍で送付してください。

（株）キューサイ分析研究所　中央研究所　　宛

〒811-3422　福岡県宗像市大字王丸411-1

TEL　0940-37-8070　　FAX　0940-37-3991

※法人名若しくは団体名でのお申込みになります。

ア　検体はビニール袋に入れる。（検体量は調べる項目によって異なるので送付前に連絡してください）

イ　冷凍（冷蔵状態ではなく）の宅急便で。

ウ　送料、分析費用とも送り主負担。

ａ．1検査項目＝20,000円～　（調べる項目によって異なります）

ｂ．クロチアニジン＝20,000円、ジノテフラン＝20,000円（共にネオニコチノイド系の農薬成分）。1検体でクロチアニジンとジノテフランの2項目を分析する場合＝25,000円

（上記金額は全て税抜です。）

日蜂協へ蜜蜂被害報告書を提出する場合（ダニ被害・農薬被害・野生鳥獣被害・自然災害等、全ての蜜蜂被害）は、状況に応じて下記のご提出をお願います。

①　蜜蜂被害報告書（蜜蜂被害報告書No.1）

②　蜜蜂被害額計算書（蜜蜂被害報告書No.2）

③　被害状況写真（蜜蜂被害報告書No.3）

ア　蜂場全景

イ　巣箱が並んでいるところ

ウ　巣箱の内部または巣枠

④　被害場所地図（蜜蜂被害報告書No.4）

ア　被害蜂場が判るように赤印を記入。

**（蜜蜂被害報告書No.1）**

**蜜蜂被害報告書**

一般社団法人　日本養蜂協会　　行

**１．発生区分**　（該当するものに○印して下さい）

①　ダニ被害　　　②　農薬被害　　　③　野生鳥獣被害

④　自然災害　　　⑤　その他被害

**２．発生日時**　　　　平成　　　年　　　月　　　日

**３．発生場所**

**４．被害概要**

**５．被害状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 被 害 量 | 被　害　額 | 備　　考 |
| ① | 巣　　　箱 | 箱 | 円 |  |
| ② | 蜜　　　蜂 | 枚 | 円 |  |
| ③ | 巣　　　枠 | 枚 | 円 |  |
| ④ | 給　餌　器 | ケ | 円 |  |
| ⑤ | 滅 失 利 益  ・ハチミツ  ・ポリネーション  ・売蜂 |  | 円 |  |
|  | 会　　　計 |  | 円 |  |

平成　　　年　　　月　　　日

　　　〒

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**（蜜蜂被害報告書No.2）**

**蜜蜂被害額計算書**

**（蜜蜂被害報告書No.3）**

**被害状況写真**

蜂場全景

巣箱が

並んでいるところ

巣箱内部または

巣枠

**（蜜蜂被害報告書No.4）**

**被害場所地図**

**（地域が判る全体図）**

**蜜蜂被害額算定基準**

近年、野生鳥獣や自然災害の被害に加えて、農薬やダニによる蜜蜂の被害が大変大きくなってきており、果樹園芸農家の必要とするポリネーション用の蜜蜂の不足は大きな社会問題にまでなりましたが、日蜂協として被害の減少に取り組んでおります。被害額を算出する折には下記算定基準を参考にして計算してください。

記

**被害評価基準単価**

（１）大箱 1箱　　8,000円

（２）小箱（6枚群用） 1箱　　6,000円

（３）継箱（大箱用） 1箱　　5,000円

（４）蜜蜂（巣枠全面に蜜蜂がついている状態） 1枚　　7,500円

（５）巣枠（貯蜜がかなりあり、蜜蜂なし） 1枚　　3,000円

（６）巣枠（貯蜜　中程度、蜜蜂なし） 1枚　　2,000円

（７）巣枠（貯蜜なし、蜜蜂なし） 1枚　　1,000円

（８）給餌器 1枚　　1,500円

　なお、近い将来において被害蜜蜂によって得られたであろう収入（ハチミツ、ポリネーション代など）、いわゆる滅失利益については会員個々の基準に基づき加算する。

[計算例]（被害が1箱だった場合）

１．ダニ、農薬等による被害

①ダニ（蜜蜂5枚） 7,500円×5枚＝37,500円

②農薬（蜜蜂5枚、巣枠・・・貯蜜がかなりあり、中程度各1枚破棄の場合）

7,500円×5枚＋3,000円＋2,000円＝42,500円

２．熊等、野生鳥獣による被害

①大箱（蜜蜂5枚、巣枠・・・貯蜜がかなりありと貯蜜なし各1枚、給餌器1ヶ）

8,000円＋7,500円×5枚＋3,000円＋1,000円＋1,500円＝51,000円

②小箱（蜜枠4枚、巣枠、貯蜜中程度1枚、給餌器1ヶ）

6,000円＋7,500円×4枚＋2,000円＋1,500円＝39,500円